

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度登録申込書

令和 年 月 日

糸島市長 殿

申込をする人	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	申込者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 代理人

糸島市住民票の写し等の第三者交付及び不正取得に係る本人通知制度に関する規程第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

本人通知 を希望す る人(住 民票の写 し等に記 載のある 人)	氏 名	フリガナ					
	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日	性 別	男 ・ 女
	住 所	〒 -					
	本 籍		筆頭者				
	電話番号						

本籍地が糸島市以外の方は本籍及び筆頭者の記入は不要です。

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人	2 成年被後見人の法定代理人
氏 名	フリガナ	
住 所	〒 -	
電 話 番 号		

注1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。

注2 次の書類を提出、又は提示してください。

- (1) 本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど)
- (2) 法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本など)
- (3) 代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状と代理人の本人確認書類)

注3 裏面に記載してある注意事項をよくお読みください。

市記載欄(以下は記入しないでください)

受 付	照 合	入力等	本人等の確認書類		備 考
		住基	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 運転免許証	
		戸籍	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード	
			<input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> その他( )	

注意事項

- 1 この申込書により申込みをし、登録をされた方には、その住民票の写し等( 1 )を第三者( 2 )に交付した場合に、その旨を通知します。
  - 1 住民票の写し等とは、住民票(除票及び改製されたものを含む。)の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(消除及び改製されたものを含む。)並びに戸籍全部事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍個人事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍一部事項証明書(除かれたものを含む。)、戸籍謄抄本(除かれたもの及び改製されたものを含む。)及び戸籍記載事項証明書(除かれたもの及び改製されたものを含む。)をいいます。
  - 2 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいいます。また、本人等とは、住民票関係の場合は本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は本人又は本人と同じ戸籍に書かれている方又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属(子、孫等)をいいます。
- 2 登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、住民票の写し等の第三者交付に関する通知書(第三者に交付した年月日、その種類及び通数を記載したもの)を送付します。
- 3 通知書は登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り通知するもので、登録された方と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ通知の対象となりません。
- 4 転出又は転居等により、氏名、住所、連絡先などに変更が生じた場合は届出が必要です。
- 5 この申込みによる登録は、登録した日の翌々年度の3月31日まで有効です。  
(平成28年12月1日登録の場合は、平成31年3月31日まで有効です。)  
未成年者の登録は、未成年でなくなる日まで有効です。
- 6 登録された方が死亡したときや居所不明により住民票が消除されたとき、国外に転出されたとき、その他市長が特に必要と認めたときは、職権により登録を廃止します。
- 7 この登録は届出により中止することができます。